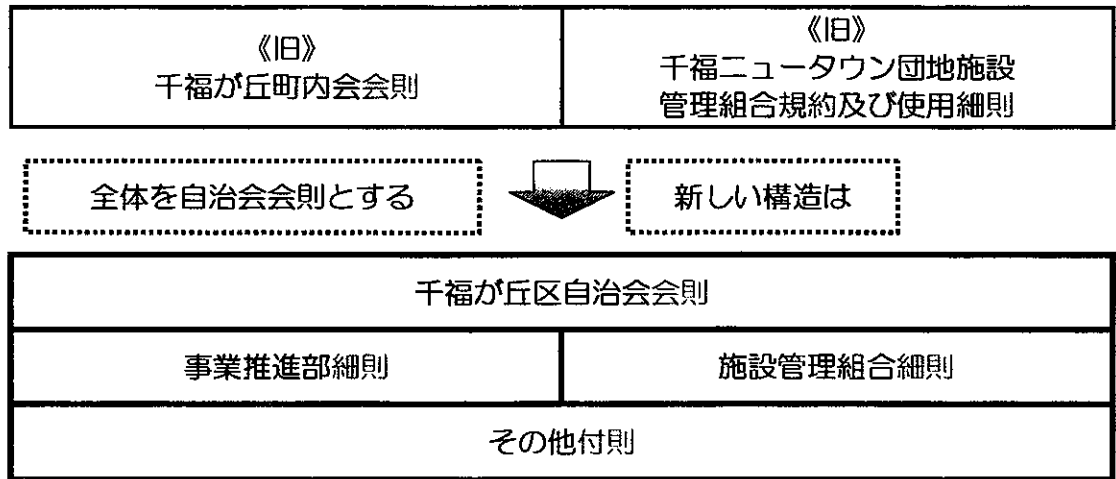


# 千福が丘区自治会 会則確認依頼

2020年4月の総会により千福が丘区自治会発足の承認を受け、6月より新組織体制の承諾を住民の皆様へ頂きました。その後、運用の会則を検討して参りましたが、旧町内会の構成員と汚水処理施設管理組合の構成員が異なり、なかなか会則一本化が難しい状況でした。そこで、今後は下記のイメージ図の会則構図へ改訂を計画致しました。



※今回、千福が丘区自治会会則をご提案いたしますが、2021年4月からの新体制時は、施設管理組合細則と事業推進部細則は、現状の会則や規約を継続活用し、今後の活動展開時に不具合が生じた場合に、住民の総意により問題項目の改訂を実施して参ります。

.....✕切り取り線✕.....

## 【確認票】

※今回の千福が丘区自治会 会則の内容に対して評価をお願い申し上げます。

氏名	住所	班番号
	千福が丘 丁目 番	班

## 《評価》

会則内容をご確認頂き評価願います	どちらかに○で囲む	
千福が丘区自治会 会則の内容について	賛成	反対
反対の方は反対の理由やご提案を記入願います		

- (注) 1. 提出締切日：記入が完了しましたら、2020年12月23日(水)までに各班長へ提出願います。  
2. 各班長は2020年12月24(木)までに、自治会館ポストへ提出願います。

# 千福が丘区自治会 会則

千福が丘区自治会

令和 3年 1月 24日

# 千福が丘区自治会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条（名 称）

本会は「千福が丘区自治会」と称する。

### 第2条（区 域）

自治会の区域は、裾野市千福が丘1丁目・2丁目・3丁目・4丁目および、千福が丘区内とする。

### 第3条（事務所）

事務所の所在地は、裾野市千福が丘1丁目10番16とする。

## 第2章 目的および事業

### 第4条（目 的）

本会は、千福が丘町づくり基本計画に基づいた活動を円滑に進めるためと、会員の福祉と会員相互の親睦を図り、より豊かな生活環境と安心・安全で住みよい町の実現を目指すことを目的とする。

### 第5条（事 業）

1. 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - ①各種イベントの開催を通じて、健康で明るくコミュニケーションの活発な地域の実現を図る。
  - ②交通安全・防犯・防災・減災などの対策に行政と連携して、安全で安心な町づくりを進める。
  - ③美化運動や生活環境の改善を通じて、住みやすい環境づくりをすすめる。
  - ④污水处理施設を適正に維持管理し運用することで施設の保全を図る。
  - ⑤会員の福祉厚生に関すること。
  - ⑥自治会資産の維持管理および運営に関すること。
  - ⑦その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
2. 自治会に事業推進部門・施設管理部門・企画部門・事務局部門を設け、活動内容についてはそれぞれの「運用細則」に定める。尚、施設管理部門の運用細則は、現施設管理組合の規約を変更して細則として活用、その他の運用細則は別途作成する。
3. 重要事項の執行に当たっては住民の意思確認と議決を得なければならない。
4. 自治会の活動計画及び収支予算は、総会の承認を得なければならない。
5. 自治会の活動年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第6条（事業計画及び収支予算計画）

1. 事業計画および収支予算計画は担当副会長が主導作成し、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 事業年度開始後、予算が総会において決議される日までの間、会長は前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

#### 第7条（事業報告及び会計報告）

1. 事業報告および会計報告は各部門にて作成し、運営委員会の承認と監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

### 第3章 会 員

#### 第8条（会 員）

1. 本会は、一般会員と特別会員で構成する。
2. 一般会員は、千福が丘の居住者、住居所有者、土地所有者、別荘等所有者および商店・店舗所有者で構成し、それぞれにつき1名をもって1会員とする。
3. 特別会員は、前項に該当しない千福が丘に存在する法人、公共施設の所有者および千福が丘に隣接して、汚水処理施設を利用する土地を有する所有者で構成し、それぞれにつき1団体又は1名のみをもって1会員とする。なお、特別会員は自治会の活動に参画する義務を負わないものとする。

#### 第9条（入会・退会等）

1. 自治会に入会・退会する場合は、事務局に届け出て、別に定める申請書を事務局に提出し手続きを行う。
2. 会員の世帯全員が、1年以上に亘って千福が丘を離れ、国内・海外に移住する場合は休会とし、前項と同じ手続きをする。
3. 入会および退会は、運営委員会で承認する。

#### 第10条（会費等）

1. 会員は、会費（自治会費）および加入金を納入しなければならない。  
会費等の詳細については別途定める。
2. 新たに自治会に入会する者は、別に定める加入金を納入しなければならない。
3. 会員および特別会員に特別の事情が有る場合は、別に定める減免措置に基づき会費などを減免することができる。

### 第4章 役 員

#### 第11条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- |         |            |
|---------|------------|
| ① 会 長：  | 1名         |
| ② 副会長：  | 4名         |
| ③ 専門部長： | 若干名（専門部の数） |
| ④ 監 事：  | 1名         |

## 第12条（役員を選出）

1. 役員は会員の中から選挙または推薦により選出し、総会において承認を得るものとする。役員を選出方法については別途定める。

## 第13条（役員の職務）

1. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときに職務を代行する。また、各部門（事業推進部門・施設管理部門・企画部門・事務局部門）の活動を統括するものとする。
3. 事務局長は、自治会の運営、経費管理、事務の総括にあたる。
4. 専門部長は、運営委員会メンバーとして会務の執行にあたる。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。
6. 監事は、本会の業務および会計を監査する。

## 第14条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。
2. 役員に欠員が生じた時は補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了および就任した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を努めなければならない。
4. 役員が新班長の場合、1年間は班長職を兼務するが、次回の輪番制で当たる場合は班長職を免除される。

# 第5章 会 議

## 第15条（会 議）

1. 会議は総会、運営委員会、および各部門会とする。

## 第16条（総 会）

1. 総会は定期総会および臨時総会とし、全会員により構成する。
2. 定期総会は、毎年4月に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。
  - (1) 運営委員会で出席役員の3分の2以上が必要と認めたととき。
  - (2) 全会員の3分の1以上の要求があったとき。
4. 総会の決議を得なければならない事項
  - (1) 各部門の活動報告および収支決算活動計画および収支予算。
  - (2) 役員の選任および解任。
  - (3) その他、事業の執行および自治会運営に関わる重要事項に関すること。

## 第17条（運営委員会）

1. 運営委員会は役員により構成し、総会で承認された活動計画の具体的な遂行を行うため、活動内容の承認・進捗状況の確認、調整を行う。
2. 運営委員会は、原則として毎月開催する。ただし、会長が必要と認められた場合、臨時運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会の決議事項

- (1) 総会提出議案（活動報告、収支決算、活動計画、収支予算など）。
- (2) 自治会活動を遂行するための事項。
- (3) 汚水処理施設維持の管理、運営に関する重要な事項。
- (4) 行政、地域、町内などへの対応や要望に関する事項。
- (5) その他、総会から付託された事項。

#### 第 18 条（各部門会）

1. 各部門会は、専門部員で構成し部門長が必要と認めたときに開催する。
2. 各部門会の決議事項
  - (1) 運営委員会からの付託された事項。
  - (2) 役員候補者の推薦承認。
  - (3) 住民の要望事項。

#### 第 19 条（会議の招集等）

1. 定期総会、臨時総会および運営委員会は会長が招集する。
2. 定期総会及び臨時総会を招集するには、総会予定日の2週間以上前までに会議の日時、場所および議案を示して、会員に通知し、かつ、同通知の内容を千福が丘自治会館前の掲示板に掲示しなければならない。
3. 会長は第 21 条の規定による請求があったとき、その日から10日以内に臨時役員会を招集しなければならない。
4. 総会の議長および書記は、その総会に出席した会員の中から選出する。
5. 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
6. 各部門会の議長は、部門長がこれにあたる。

#### 第 20 条（議長および書記）

1. 総会および臨時総会の議長および書記は、その総会の出席全員の中から選任する。
2. 運営委員会および臨時運営委員会の議長は会長、書記は事務局書記があたる。

#### 第 21 条（会議の成立）

1. 総会は委任状を含めて全会員数の3分の1以上の出席があれば成立する。
2. 運営委員会は役員数の3分の2以上の出席により成立する。
3. 各部門会は、各部門員の2分の1以上の出席により成立する。

#### 第 22 条（議 決）

1. 総会の議決は次号に掲げる重要事項を除き、出席会員の過半数以上の同意をもって議決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。
2. 重要事項
  - (1) 会費等の変更および会費以外の金額の負担を求める事項。
  - (2) 自治会活動に重大な影響をもたらすと運営委員会で判断した事項
  - (3) 規約等の設定、改正、廃止
  - (4) 自治会の解散およびこれに関する事項
3. 重要事項  
前号（1）（2）については出席会員の議決権3分の2以上の多数を以って決する。  
前号（3）（4）については出席会員の議決権4分の3以上の多数を以って決する。
4. 運営委員会で議決された事項の執行に当たっては、会員の賛否確認を得るものとする。判断基準は上記による。

## 第23条（議事録）

1. 定期総会および臨時総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長および会議において選任された議事録署名者2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資 産

### 第24条（資産の構成）

この会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- ① 加入金
- ② 会 費
- ③ 共有施設
- ④ 補助金
- ⑤ その他の収入、寄付金など

### 第25条（資産の管理）

1. 自治会の資産は会長が管理し、その方法は運営委員会の議決により定める。
2. 別表に掲げる自治会資産は、これを処分または担保に供することはできない。  
ただしやむを得ない理由があるときは総会の議決を得て、これを処分または担保に供することができる。

## 第7章 そ の 他

### 第26条（細則および内規）

運営委員会は、この規定を実施するに必要が有る場合は、細則及び内規を制定、改訂することができる。

細則を制定、改訂したものについては総会に報告し議決を得なければならない。

### 《付 則》

この規約は、令和 3年 1月 24日から施行する。

(役職)

(氏 名)

(年月日)

会 長 :

.....